

山梨県地域防災計画

令和7年3月

山梨県防災会議

防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

☆大地震

- 1 まずわが身の安全を図ること。
- 2 正しい情報をつかみ, 余震を恐れないこと。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地, へいぎわ, がけや川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ, がけ崩れ, 浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り, 衛生に注意すること。

☆台風

- 1 ラジオ・テレビ等の気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨樋など家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の清掃を行い, 流れをよくすること。
- 4 停電に備えて, 懐中電灯・ラジオ等を用意すること。
- 5 たれ下がった電線には近寄らないこと。

☆豪雨

- 1 大雨, 洪水注意報・警報などの気象情報に注意すること。
- 2 局地的な大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し, 早目に避難すること。
- 4 山津波, 山くずれ, がけくずれを警戒すること。

☆火山噴火

- 1 火山情報(噴火警報など)に注意すること。
- 2 噴煙などの異常現象を発見したら, 市町村, 警察などに連絡すること。
- 3 火山ガスや噴気地帯に気をつけて登山計画を立てること。
- 4 登山中など噴石が降ってきたら岩陰や丈夫な建物に避難すること。
- 5 火山活動の特徴や用語などについて知っておくこと。

☆避難

- 1 日頃から避難場所と安全な道順を良くおぼえておくこと。
- 2 避難の指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
- 3 女子, 子供, 老人, 病弱者は早目に避難させること。
- 4 避難命令がでたら, まず火を始末し戸締りを安全にすること。
- 5 単独行動はさけ, 家族又は隣り近所そろって避難すること。
- 6 警察官, 避難誘導員の指示に従って行動すること。

☆家庭用防災器具

照 明 器 具	ヒモをつけた懐中電灯, ローソク, マッチ, ライター等
大 工 道 具	金ヅチ, ノコギリ, ロープ, 針金, ナイフ, ペンチ, クギ, 補強用資材等
食 糧 等	飲み水, 水筒, パン類, 缶詰等
炊 事 道 具	食器, コンロ等
応 急 医 薬 品	脱脂綿, 包帯, バンソウ膏, 頭痛・胃腸薬等
容 器 類	風呂敷, リュック, ビニール袋等
情 報 手 段	ラジオ, 地図, 鉛筆等
そ の 他	ヘルメット, ズキン, 座布団, 貴重品類, 乾電池, 雨ガッパ等

山梨県地域防災計画

第1編 総則

第1章 計画の目的と編成

第1節 地域防災計画の概要	1
第2章 防災計画の性格	2
第3章 防災の基本理念及び施策の概要	3
1 災害予防	4
2 災害応急対策	4
3 災害復旧・復興	5
4 国、県、市町村等との連携	5

第2編 一般災害編

第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災関係機関の役割	6
2 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1 県	6
第2 市町村	7
第3 指定地方行政機関	7
第4 自衛隊	11
第5 指定公共機関	11
第6 指定地方公共機関	13
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	13
第8 その他の公共的団体	14
第2節 山梨県の概況	
1 県土の自然的条件	14
2 本県の社会的条件	16
3 本県の災害の歴史	16

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	
1 県の防災組織	23
2 市町村の防災組織	24
3 防災関係機関の防災組織	25
4 自主防災組織	25

第2節	防災知識の普及・教育及び防災訓練	
1	防災知識の普及・教育	26
2	防災訓練の実施	29
3	防災訓練における通行禁止等	30
第3節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	
1	防災施設の整備	30
2	防災資機材の整備	31
第4節	消防予防計画	
1	消防力の充実強化	32
2	火災予防対策の指導強化	33
3	林野火災予防対策	34
第5節	風水害等予防対策	
1	流域治水	34
2	山地の災害予防	34
3	河川対策	35
4	砂防対策	37
5	土砂災害警戒区域等における対策	38
6	農地災害予防対策	40
7	農作物災害予防対策	41
8	下水道施設の風水害等予防対策	41
9	道路の風水害等予防対策	42
第6節	雪害予防対策	
1	雪害予防体制の整備	42
2	雪害安全対策	43
3	ライフライン関係	43
4	集落雪崩防止対策	43
5	避難行動要支援者の安全確保	43
6	広報活動	43
7	農業関係雪害予防対策	43
第7節	建築物災害予防対策	
1	不燃建築物の建設促進対策	44
2	都市再開発計画	45
3	公共施設災害予防計画	45
第8節	文化財災害予防対策	
1	文化財所有者の管理責任等について	46
2	山梨県文化財保存活用大綱における文化財の災害予防対策	47
第9節	原子力災害予防対策	
1	本県に隣接する原子力事業所	48
2	情報の収集及び連絡体制の整備	49
3	モニタリング体制等の整備	49
4	原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発	49
5	防災業務職員に対する研修	50
第10節	特殊災害予防対策	
1	火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策	50
2	ガス事業施設の災害予防対策	50
第11節	情報通信システムの整備	
1	県防災行政無線システムの整備	51

2	映像情報システムの整備	52
3	総合防災情報システムの整備	52
4	震度情報ネットワークシステムの整備	52
5	消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備	52
6	市町村防災行政無線システムの整備	52
7	緊急防災ネットワークの整備	52
8	土砂災害警戒情報システムの整備	52
9	放送局用電送システムの整備	52
10	非常通信体制の整備	52
11	災害情報収集公開システムの整備	53
12	災害情報メール配信システムの活用	53
13	非常通信体制の整備（医療活動関係）	53
14	衛星通信機器の整備	53
第12節 要配慮者対策の推進		
1	高齢者・障害者等の要配慮者対策	57
2	在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策	59
第13節 防災拠点整備基本構想		
第14節 災害ボランティア支援体制の整備		

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制		
1	県災害対策本部	61
2	県職員の配備態勢	64
3	消防防災ヘリコプター	65
4	広域応援体制	66
5	広域避難	80
6	広域一時滞在	80
7	自衛隊災害派遣要請の概要	83
8	広域応援体制に必要な防災活動拠点	94
第2節 災害関係情報等の受伝達		
1	防災気象情報の受理、伝達	95
2	異常現象発見時の通報、伝達	102
3	被害情報の収集伝達	103
4	災害広報	105
第3節 通信の確保		
1	通信手段の確保	107
2	防災行政無線移動系システムの運用	109
3	通信の運用と統制	109
4	気象情報の配信について	109
5	アマチュア無線の活用	109
6	インターネットシステムの活用	109
第4節 水防対策		
1	水防の責任	120
2	県の水防組織	122
3	巡視警戒及び重要水防区域	123
4	資機材の整備及び輸送	123

5	通信連絡	124
6	国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	128
7	県と気象庁が共同して行う洪水予報	132
8	国土交通省が行う水防警報	135
9	山梨県が行う水防警報	138
10	国土交通省が行う水位到達情報の通知	144
11	県が行う水位到達情報の通知	145
第5節 雪害対策		
1	道路交通における雪氷対策	151
2	住民組織との連携、情報連絡等	152
3	広報活動	152
4	消防防災ヘリコプター等の活用	152
第6節 消防対策		
1	市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応	152
2	災害防ぎょ措置	153
3	林野火災の応急対策	155
第7節 原子力災害応急対策		
1	情報の収集及び連絡体制の確立	156
2	活動体制の確立	156
3	モニタリング活動	156
4	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	157
5	屋内退避、避難誘導等の防護活動	157
6	飲料水・飲食物の摂取制限	158
7	医療活動	159
8	住民等への的確な情報伝達活動	159
9	風評被害等の影響への対策	159
第8節 緊急輸送対策		
1	輸送対策	159
第9節 交通対策		
1	交通規制	160
2	緊急輸送道路等の確保	162
3	運転者の執るべき措置	162
4	緊急通行車両の確認	163
5	交通検問	166
6	交通情報及び広報活動	166
7	災害出動車両の有料道路の取り扱い	167
8	交通マネジメント	168
第10節 災害救助法による救助		
1	目的	168
2	災害救助法の適用基準	168
3	災害救助法の適用手続き	169
4	災害救助法の実施機関	169
5	災害救助法による救助	169
第11節 避難、救援対策		
1	避難対策	174
2	帰宅困難者等対策	179
3	医療対策	180

4	防疫対策	196
5	食糧供給対策	197
6	生活必需物資等救援対策	197
7	飲料水確保対策	198
8	応急教育対策	199
9	遺体の処理及び埋葬対策	200
10	石綿飛散防止対策	200
11	JR貨物運賃割引の適用	200
12	被災動物救護対策	200
第12節 廃棄物処理対策		
1	基本的事項	201
2	平時の廃棄物処理対策	204
3	発災後の災害廃棄物対応（初動対応）	209
4	発災後の災害廃棄物対応（応急対応）	210
5	発災後の災害廃棄物対応（復旧・復興）	210
第13節 生活関連事業等の応急対策		
1	電力事業施設応急対策	214
2	電気通信事業施設応急対策	215
3	一般ガス導管事業施設応急保安対策	216
4	ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策	217
5	液化石油ガス応急保安対策	218
6	危険物等応急保安対策	218
7	日本郵政グループの災害時特別取扱内容	219
8	下水道施設の応急対策	220
第14節 警察警備計画		
1	警備方針	220
2	災害に備えての措置	220
3	警備体制	220
4	災害警戒本部等の設置	221
5	災害復旧・復興	221
第15節 民生安定事業		
1	被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）	221
2	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度	222
3	中小企業金融対策	223
4	山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度	223
5	農業災害関係金融対策	224
6	災害援護資金等貸与計画	225
7	義援金品募集配分計画	225
8	労働力確保対策	226
9	罹災証明書の交付等	226
10	被災者台帳の作成	226
11	各種行政サービスの実施体制の整備	227
第16節 災害ボランティア支援対策		
1	災害ボランティアの受け入れ	227
2	災害ボランティアの促進	227
第4章 災害復旧・復興対策		
		228

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1 県	230
第2 市町村	231
第3 指定地方行政機関	231
第4 自衛隊	234
第5 指定公共機関	234
第6 指定地方公共機関	235
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	236
第8 その他の公共的団体	236
第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害	
1 地形の特徴	237
2 地盤の区分	237
3 地すべり地帯の特徴	237
4 本県の災害の歴史	237
第3節 地震被害の想定	
1 基本的考え方	239
2 想定する地震	239
3 想定条件等	239
4 想定結果	240
5 災害シナリオの想定	256
6 本計画における目標	257
7 地震防災対策の課題と提言	257
第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策	259

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進	
1 事業計画	260
2 道路施設等の対策	261
3 河川・砂防の対策	261
4 ため池等の対策	262
5 土砂災害警戒区域対策	262
6 液状化災害対策	262
7 市街地の対策	263
第2節 大震火災対策の推進	
1 出火予防対策の推進	263
2 延焼予防対策の推進	264
第3節 生活関連施設安全対策の推進	
1 水道施設安全対策の推進	265
2 下水道施設安全対策の推進	265
3 電気施設安全対策の推進	266
4 都市ガス安全対策の推進	266

5	ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進	266
6	液化石油ガス安全対策の推進	267
7	通信施設安全対策の推進	267
8	鉄道施設安全対策の推進	268
第4節	都市型災害の防止、軽減対策の推進	
1	建築物の耐震計画	268
2	落下・倒壊危険物対策	269
3	既存建築物防災対策	269
4	地方税法に基づく課税標準の特例の活用	270
5	公共施設等災害予防対策	270
6	危険物施設等災害予防対策	271
7	地震保険の活用	271
第5節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	
1	県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充	271
2	防災資機材の整備	271
3	緊急地震速報通信設備の整備	271
第6節	広域応援体制の確立	
1	県	272
2	市町村	272
3	県と自衛隊との連携体制	272
4	その他	273
第7節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	
1	防災知識の普及・教育	273
2	自主防災組織活動の推進	275
第8節	災害ボランティア活動環境の整備	
1	県	276
2	山梨県社会福祉協議会	276
3	山梨県共同募金会	276
4	日本赤十字社山梨県支部	277
5	山梨県障害者福祉協会	277
6	山梨県ボランティア協会	277
第9節	防災訓練の実施	
1	総合防災訓練（東海地震）の実施	278
2	山梨県地震防災訓練（南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震）の実施	278
3	山静神合同防災訓練	279
4	個別防災訓練	280
5	非常通信訓練	280
第10節	要配慮者対策の推進	
1	社会福祉施設対策の推進	280
2	高齢者・障害者等の要配慮者対策	281
3	外国人及び観光客対策	281
4	乳幼児、児童、生徒保護対策	281
第11節	調査研究の推進	
1	被害想定等調査結果	282
2	今後の課題	282

第3章 地震災害応急対策

第1節 応急、活動体制	
1 県本部	283
2 消防防災ヘリコプター	285
第2節 地震災害情報の収集伝達	
1 異常現象発見時の通報、伝達	288
2 地震に関する情報等の伝達	288
3 被害情報の収集伝達	293
4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制	295
第3節 広域応援体制	
1 知事の応援要請	296
2 市町村長の応援要請	297
3 消防の応援要請	297
4 自衛隊に対する災害派遣要請	298
5 応援要請の方法等	298
6 広域一時滞在	298
第4節 通信の確保	
1 通信手段の確保	298
2 防災行政無線移動系システムの運用	299
3 通信の運用と統制	299
4 気象情報の配信について	299
5 アマチュア無線の活用	299
6 インターネットシステムの運用	300
第5節 避難活動	
1 避難の指示	300
2 警戒区域の設定	300
3 避難の指示の内容	300
4 避難措置の周知	300
5 避難誘導の実施	301
6 避難所	301
7 要配慮者への配慮	302
8 帰宅困難者等の保護	302
9 孤立集落への対応	302
10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	302
第6節 緊急輸送対策	
1 緊急輸送の対象	302
2 緊急輸送の方針	302
3 輸送（物資等の運送）の要請等	302
4 緊急輸送道路	303
5 緊急輸送の確保	303
6 緊急輸送車両等の確保	305
7 緊急輸送車両の確認	308
第7節 生活関係施設の応急対策	
1 建築物応急対策	309
2 応急仮設住宅建設	309
3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給	310

4	上水道施設応急対策	313
5	下水道施設応急対策	313
6	電気施設応急対策	314
7	都市ガス施設及びガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策	314
8	液化石油ガス施設応急対策	314
9	電気通信施設応急対策	314
10	鉄道施設応急対策	315
11	宅地対策	315

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

第1節	計画作成の趣旨	317
第2節	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	317
第3節	南海トラフ地震臨時情報等について	
1	情報の種類と発表条件	317
2	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	318
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	
1	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置	319
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	319

別紙 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	
1	東海地震に関連する情報の種類	324
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	
1	県	325
2	市町村	327
3	防災関係機関等	328
第3節	情報の内容と伝達	
1	東海地震に関連する情報等の伝達	329
2	応急対策実施状況等の収集伝達	331
第4節	広報活動	
1	県の広報活動	332
2	県警察の広報活動	333
3	市町村の広報活動	333
4	防災関係機関の広報活動	333
第5節	避難活動	
1	避難指示の基準等	334
2	県が行う避難活動	334
3	市町村が行う避難活動	334
4	避難所における避難生活の確保	335
第6節	県民生活防災応急活動	
1	食糧及び生活必需品の調達	335
2	飲料水の確保、給水活動	336

3	医療活動	336
4	清掃、防疫等保健衛生活動	337
5	幼児、児童、生徒の保護活動	337
6	自主防災活動	338
第7節 防災関係機関の講ずる措置		
1	電力(東京電力パワーグリッド)	339
2	通信(NTT東日本、NTTドコモ)	340
3	ガス(ガス供給機関)	340
4	金融機関	340
5	鉄道(JR及び富士急行)	341
6	バス(山梨交通、富士急行)	342
7	病院、診療所	343
8	百貨店・スーパー等	343
9	県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会	344
第8節 交通対策		
1	交通規制等	344
2	運転者のとるべき措置	345
3	道路啓開	345
4	交通検問	345
5	交通情報及び広報活動	345
第9節 事業所等対策計画		
1	東海地震注意情報が発表された場合	346
2	東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発表された場合	346

第4編 火山編

第1章 総論

第1節	地域防災計画・火山編の概要	347
第2節	活火山としての富士山	347
第3節	富士山との共生	347
第4節	富士山の現況	
1	富士山の概要(地形、地質、その他)	347
2	富士山の活動史	347
3	富士山における噴火の特徴	349
第5節	想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性	
1	想定火口範囲	349
2	想定される火山現象とその危険性	350
第6節	火山災害警戒地域の指定	351
第7節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	351
第8節	避難計画	
1	噴火シナリオと避難対応ステージ	356
2	噴火の概略シナリオ	360
3	噴火現象の影響想定範囲及び避難対象エリア	360
4	段階的な避難	368

第2章 災害予防計画

第1節	火山防災対策の検討体制の整備	370
第2節	関係機関との連携体制の整備	370
第3節	避難活動体制の整備	
1	避難に関する体制の整備	370
2	市町村避難計画の策定	370
3	避難促進施設	371
4	避難場所及び避難所の整備	371
5	避難経路の設定	371
第4節	災害に強いまちづくり	
1	安全な土地利用	372
2	公共施設等の安全性確保	372
3	砂防・治山施設の整備	372
4	情報発信拠点等の整備	372
5	ライフライン施設等の安全性確保	372
第5節	防災関連施設・地域防災力等の把握	372
第6節	情報伝達体制の整備	
1	異常現象発見時の通報体制	373
2	協議会内の情報伝達体制	374
3	避難に係る情報伝達体制	374
第7節	火山観測・監視体制の整備	375
第8節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	
1	住民等に対する普及・啓発・教育	375
2	防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育	375
3	観光客・観光事業者に対する普及・啓発	375
4	教職員等への普及活動	375
5	児童・生徒等への防災教育	375
6	自動車運転者等に対する防災教育	376
7	防災上重要な施設の管理者等に対する教育	376
8	普及・教育内容	376
9	調査研究活動の推進・普及・啓発	376
10	災害教訓の伝承	376
第9節	防災訓練	
1	県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	376
2	県民	377
第10節	火山専門家との協力体制の整備	
1	火山専門家との協力関係の構築	377
2	火山専門家との連絡・参集体制	377
第11節	自主防災活動	377
第12節	各施設等の防災対応力の向上	
1	要配慮者利用施設の防災対策の推進	377
2	宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	378
第13節	家畜避難及び逃走防止の措置	378
第14節	緊急輸送体制の整備	378
第15節	道路啓開体制の整備	378
第16節	医療救護体制の整備	379

第 17 節	食料及び生活必需品の調達	
1	基本方針	379
2	県	379
3	富士山周辺市町村	379
第 18 節	飲料水の確保、給水活動	
1	県	379
2	富士山周辺市町村	380
第 19 節	災害ボランティア支援体制の整備	380
第 20 節	要配慮者支援体制の整備	
1	要配慮者支援体制	380
2	要配慮者の把握	380
3	人材確保	381
4	乳幼児・児童・生徒の避難体制整備	381
5	観光客・登山者対策	381

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	
1	基本方針	382
2	協議会の体制	382
3	国の体制	383
4	県の体制	384
5	現地対策本部等との連携	384
第 2 節	県職員の配備体制	
1	噴火予報：噴火警戒レベル 1（解説情報（臨時））	385
2	火口周辺警報：噴火警戒レベル 2（引き下げ時）が発表されたとき	385
3	火口周辺警報：噴火警戒レベル 3 が発表されたとき	385
4	火警報：噴火警戒レベル 4 以上が発表されたとき 又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき	385
第 3 節	廃止基準	385
第 4 節	情報の伝達・収集・広報	
1	噴火警報・火山情報等の伝達	386
2	下山指示・観光客等の帰宅促進の情報伝達	387
3	避難に関する情報伝達	388
4	安否情報	388
5	被害情報等の収集・伝達	388
6	問い合わせ対応	388
第 5 節	避難行動	
1	基本方針	388
2	避難のための立ち退き指示	389
3	避難のための立ち退き指示の内容	389
4	警戒区域の設定	389
5	住民等の避難準備・避難行動	390
6	噴火前の自主的な分散避難	390
7	観光客・登山者への対応	391
8	住民等が実施する自衛措置	391
9	避難所の開設・運営	392

10	広域一時滞在	393
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	396
第7節	一時帰宅の実施	396
第8節	家畜避難及び逃走防止	396
第9節	交通応急対策	
1	基本方針	396
2	交通規制の実施	396
3	交通規制の標示	397
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	397
第11節	降灰対策	397
第12節	被害拡大防止対策	
1	国・県・富士山周辺市町村・防災関係機関	398
2	降灰があった地域の住民及び事業者	398
第13節	災害救助法による支援	398
第14節	住宅供給の実施	
1	応急的な住宅確保	398
2	建設型応急住宅建設	398
3	民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給	398
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	399
第16節	災害ボランティア支援対策	
1	災害ボランティアの受け入れ	399
2	災害ボランティアの活動の推進	399
第17節	要配慮者支援対策	
1	要配慮者への配慮	399
2	要配慮者向けの情報提供	400
3	帰宅困難者等の保護	400
第18節	施設・設備等の応急復旧活動0	
1	ライフライン	400

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	
1	県	401
2	市町村	401
第2節	風評被害発生時の防止対策	401
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	401
第4節	恒久住宅等の供給・再建	401
第5節	義援金品募集配分計画	
1	実施団体	401
2	募集及び配分	401
3	募集及び配分結果の公表	402
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	402
第7節	被災地における雇用維持等	402
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	402
第9節	火山資源の活用	402
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	402